

京都市告示第 95 号

京都市美術館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市美術館の開館時間を延長します。

平成27年4月10日

京都市長 門川 大作

平成27年6月19日、平成27年6月24日から同月26日まで、及び平成27年9月19日から同月20日までの開館時間は、午前9時から午後8時までとします。

(文化市民局美術館)